



保福第398-3号  
令和4年11月29日

鹿児島市保健所長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部長

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について（依頼）

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。さて、去る11月25日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

変更後の基本的対処方針の中で、医療機関における面会等について下記のとおり示されましたので、貴保健所の管内に所在する病院及び有床診療所の管理者に周知くださるようお願いいたします。

なお、鹿児島県医師会、鹿児島大学病院及び医療法人徳洲会が開設する病院・診療所へは別途周知又はその依頼をしていることを申し添えます。

また、下記のうち下線部分が今回の改定箇所となります。

#### 記

- ・ 医療機関において、患者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、感染拡大防止の観点と、患者や家族のQOL（Quality of Life）を考慮して、入院患者の外出、外泊についての対応を検討すること。
- ・ 医療機関における面会については、面会者からの感染を防ぐことは必要であるが、面会は患者や利用者、家族にとって重要なものであり、地域における発生状況等も踏まえるとともに、患者や面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること。
- ・ 特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院について、当該障害児者の支援者は、障害児者が医療従事者と意思疎通する上で極めて重要な役割を担っているため、当該障害児者が新型コロナウイルス感染症に罹患している場合も含めて、院内感染対策に配慮しつつ、可能な限り支援者の付添いを受け入れることについて、対応を検討すること。

#### 連絡先

保健医療福祉課医務係

電話：099-286-2707

E-mail：imushika@pref.kagoshima.lg.jp